

令和5年9月7日

あきる野市議会議長 殿

会 派 名 公明党

代表者氏名 増崎 俊宏

会派の（ 調査研究 ・ 研修 ） 報告書

このことについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 調査研究または 研修実施日	令和 5年 8月 8日 (火) ~ 令和 5年 8月 10日 (木) 2泊 3日
2 調査研究または 研修の場所	全国市町村国際文化研修所 (滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号)
3 調査研究事項 または研修名	令和5年度市町村議会議員研修 [3日間コース] 地方議員のための政策法務 ~政策実現のための条例提案に向けて~
4 参加者氏名 (1名)	原田 ひろこ
5 調査研究または 研修の概要及び 感想等	別紙のとおり

※ 自家用車又はレンタカーを使用した場合は、必ず自家用車・レンタカー使用報告書を添付してください。

【概要】

●研修スケジュール

8月8日(火)

12:30 開校式・オリエンテーション

13:00～14:30 地方議員と政策法務

講師：新潟大学 経済科学部 教授 宍戸 邦久氏

14:45～16:25 法制執務の基本

講師：政策研究大学院大学 政策研究科 教授 羽白 淳氏

16:40～17:00 演習導入 テーマ：こども育成・教育推進に関する条例

17:10～18:00 意見交換会

8月9日(水)

9:25～12:00 } 条例立案演習 グループ別の討議・検討

13:00～17:00 } 発表資料の作成 発表準備

17:00～19:00 } 担当講師：政策研究大学院大学 政策研究科 教授 羽白 淳氏

8月10日(木)

9:00～12:00 発表・質疑応答・意見交換

講評

●研修のねらい

議員には多様な住民ニーズに適切に対応した地域づくりに資するため、政策を提案し、条例を立案する政策法務能力が求められている。地方議員に必要とされる政策法務に関する基礎的な知識を学び、グループ演習では、条例大綱・条例文案などを作成し、条例立案を実際に体験する政策提案に必要な能力を養う。

●テーマ(こども育成・教育推進に関する条例) 希望理由

近年のこどもを取り巻く環境は、いじめ、不登校、虐待、自殺、貧困問題、ヤングケアラーなど、複雑な課題、問題が深刻化している。こどもを中心とした施策の充実、こども自身のためにも、社会の発展のためにも必要不可欠であり、早急に取り組まなければならない課題であると考えます。

●研修内容

地方分権改革後の法務のあり方は、地域政策実現のための自主的な条例の制定(自主立法法務)や通達廃止に伴う法令の自主的解釈(自主解釈法務)、国に対する立法提言(政策提言法務)、政策実現を図るための訴訟の提起や国地方係争処理制度の利用など訴訟手続の活用(自主訴訟法務)の手法による攻め(改革前を受け身の法務とすると)の政策法務となっている。

条例立案には「立法事実」の検証が重要である。条例を制定するにあたり、必要性と目的を検討・確認(立法事実)し、法律・条例との関係(整合性)を確認、条例で規定する内容(施策)の検討、有効性の検討と確認、法的妥当性の検討を行った。

先行条例等を参考に、具体的な自治体をイメージすることにより、より現実的な条

例立案となるため、こども園における幼児虐待事件が発生したK市を例に「こども権利条例」を立案することとし、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された、こども基本法についても再確認した。条例立案演習では、6名のメンバーが「条例立案が目的であるが、そこまでの過程を大切にすること」を共通認識として演習をすすめ、闊達な議論がなされた。

最終日の意見交換・講評では、①具体的な表現（例）生きづらさ→何に対して生きづらいのか等、より明確な表現が必要、②地域課題の特性をフォーカスした立案が重要だと講師よりアドバイスがあった。

【感想等】

条例立案には、地域の現状や課題を的確に把握することが重要である。演習では、東員町の「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例」を参考にした。東員町では条例制定に向け、こどもたちの意見を取り入れるため長い時間をかけて、アンケートを実施し、丁寧に「ことば」を集めたとK市の議員より説明があった。「すべての子どもが愛し愛され、幸せに暮らせるまちづくりを進めることと、子どもが豊かに育つ環境を整えることを目的」として、東員町に住む子どもたちが中心となって、2年間かけて作りあげたものだという。一方、条例立案事例ではK市のこどもを取り巻く環境や地域性など実情がつかみきれず、地域の特性にフォーカスできずに、具体性のある条例立案とならなかったことが反省点。

今回の研修に参加し、私たち地方議員が地道に日常的な活動を進め、地域の様々な声や意見に耳を傾け、実情を知ることの重要性を再認識できたが、条例立案については、3日間の研修では十分な理解に至らず、今後も研鑽を重ねていく所存である。

